

青海島 国指定名勝及び天然記念物指定 100 周年記念シール活用事業 参加事業者募集要項

1 目的

青海島は、令和 8 年（2026 年）10 月に国の名勝及び天然記念物に指定されて 100 周年を迎えます。

また、令和 8 年 10 月から 12 月まで、JR グループと山口県等が連携して実施する大型観光キャンペーン「山口デスティネーションキャンペーン」が開催され、多くの観光客の来訪が期待されます。

この機会を捉え、青海島の国指定 100 周年を広く PR するとともに、長門市への誘客促進及び市内での観光消費の拡大を図るため、「青海島 国指定 100 周年記念シール」を作成し、市内で販売される土産品等に貼付して販売する取組を実施します。

つきましては、本事業の趣旨に賛同し、記念シールを活用して青海島国指定 100 周年と一緒に盛り上げていただける事業者を募集します。

2 記念シールの概要

青海島の国指定名勝及び天然記念物指定 100 周年を記念し、青海島の景観を使用した記念シールを作成しました。参加事業者には、下記デザインの記念シールを無償で配布し、対象となる土産品等に貼付して販売していただきます。



3 実施期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

※記念シールの配布状況等により、変更する場合があります。

4 対象事業者

次のいずれにも該当する事業者を対象とします。

- ① 長門市内に店舗、事業所又は販売拠点等を有する事業者
- ② 長門市内において土産品、特産品、飲食料品等を販売している事業者
- ③ 本事業の趣旨に賛同し、青海島国指定 100 周年及び長門市観光の PR に協力いただける事業者
- ④ その他、本事業への参加について市が適当と認める事業者

5 対象商品

記念シールを貼付する商品は、長門市内で販売される土産品等のうち、次のいずれかに該当するものを対象とします。

- ① 長門市の農林水産物を使用した加工品
- ② 長門市内で製造又は加工された商品
- ③ 長門市の食、文化、自然、歴史その他の地域資源に関連する商品
- ④ 長門市を訪れた観光客の土産品として販売されている商品
- ⑤ その他、長門市の魅力発信及び観光消費の拡大につながるものとして市が適当と認める商品

なお、本記念シールは、青海島産の商品又は青海島に直接関連する商品であることを示すものではなく、青海島国指定 100 周年を市全体で祝い、長門市の魅力を広く発信するための記念シールとして使用するものです。

6 記念シールの配布

記念シールは、参加事業者が無償で配布します。

記念シールの総配布枚数は、30,000枚とし、1事業者当たり3,000枚を上限として配布します。

配布枚数は、申込時に提出された希望枚数、対象商品の販売見込み、申込状況等を踏まえて決定します。

なお、申込多数の場合は、希望枚数の全てを配布できない場合があります。

また、配布後の使用状況及び記念シールの残数等を踏まえ、市が必要と認める場合は、追加配布を行うことがあります。

7 記念シールの使用方法

記念シールは、対象商品のパッケージ、包装、袋その他商品の販売時に消費者から見える位置に貼付してください。

記念シールを使用する際は、次の事項を遵守してください。

- ① 記念シールを加工し、又は改変して使用しないこと。
- ② 本事業の目的以外に使用しないこと。
- ③ 商品の産地、製造地、品質その他の商品内容について誤認を生じさせる使用をしないこと。
- ④ 記念シールそのものを販売し、又は第三者に譲渡しないこと。
- ⑤ その他、本事業の趣旨に反する使用をしないこと。

8 参加費

無料

9 参加事業者にご協力いただく事項

参加事業者には、可能な範囲で次の取組へのご協力をお願いします。

- ① 記念シールを貼付した商品の積極的な販売
- ② 店頭 POP 等を活用した青海島国指定 100 周年の PR

- ③ ホームページ、SNS 等を活用した情報発信
- ④ 記念シールを使用した商品や売場の写真提供
- ⑤ 事業終了後に市が実施する簡単なアンケートへの回答
- ⑥ その他、本事業の PR 及び効果検証に必要な取組

10 募集期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）まで

※募集期間終了後においても、記念シールの在庫状況等により追加募集を行う場合があります。

11 申込方法

参加を希望する事業者は、「青海島 国指定 100 周年記念シール活用事業 参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メール、FAX、郵送又は持参によりお申し込みください。

12 参加決定及びシール配布

申込内容を確認の上、対象要件を満たしていると認められる事業者に記念シールを配布します。

記念シールの配布時期及び配布方法については、参加事業者に別途お知らせします。

13 留意事項

- 記念シールを使用する商品の品質、安全性、表示、販売等に関する責任は、当該商品を製造又は販売する事業者が負うものとします。
- 記念シールの使用は、市が商品の品質、内容等を保証又は認証するものではありません。
- 食品表示法その他関係法令を遵守して使用してください。
- 本事業の趣旨に反する使用その他不適切な使用が確認された場合は、記念シールの使用中止又は未使用シールの返却を求める場合があります。
- 配布された記念シールは、原則として本事業の実施期間中に使用してください。
- 使用しなかった記念シールの取扱いについては、市の指示に従ってください。
- 本事業の内容は、必要に応じて変更する場合があります。

14 申込・問い合わせ先

長門市 観光スポーツ文化部 観光政策課 観光振興班

〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2

TEL：0837-23-1137

FAX：0837-22-8467

E-mail：kanko.s@city.nagato.lg.jp